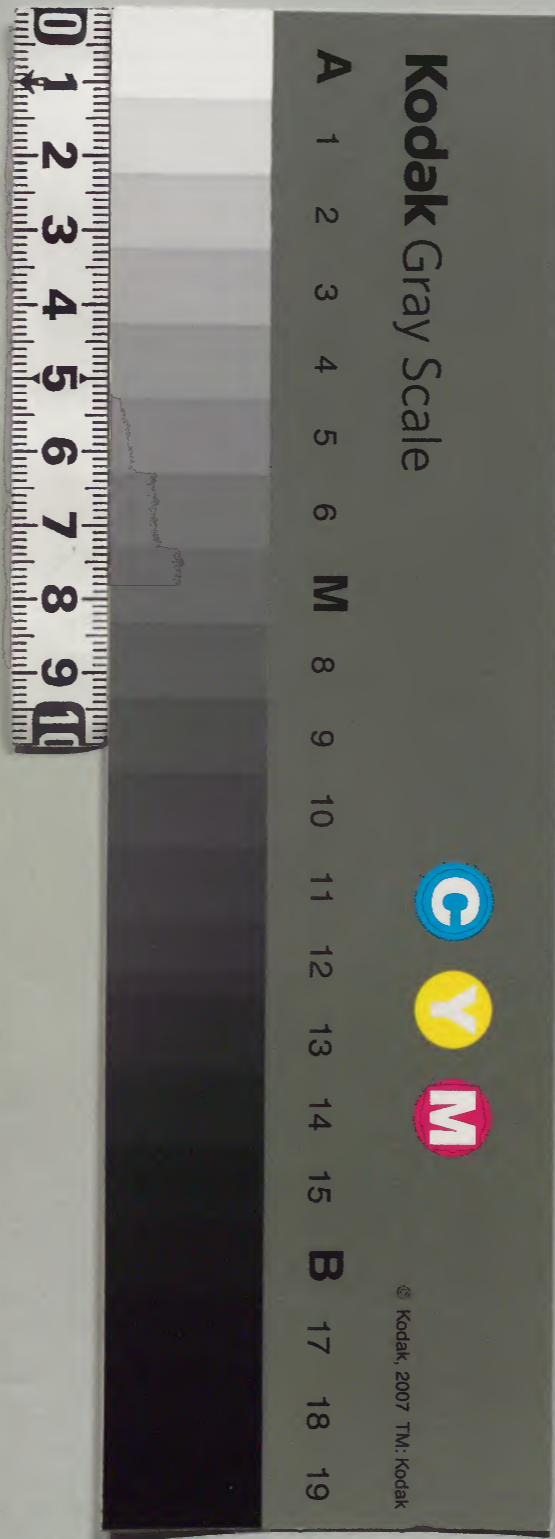


通信全覽二編

類輯提要三

百七十五

庫文閣内	
和書	
内閣文庫	
番號	和 33005
冊數	303 (292)
函號	184 271

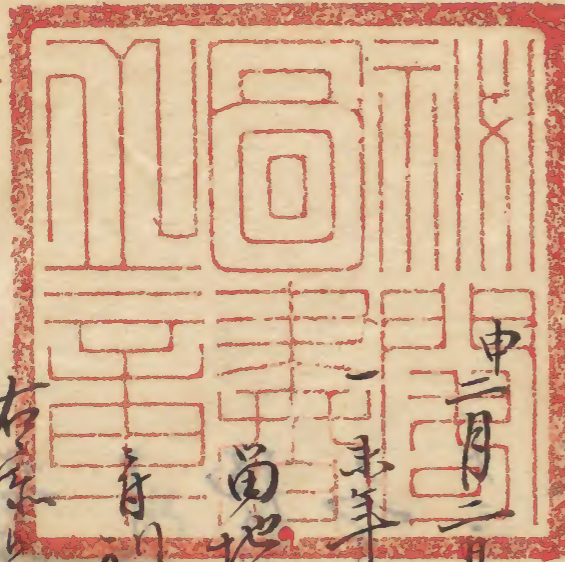
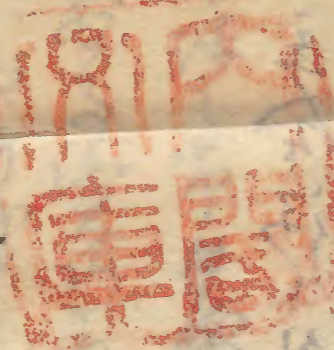


糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり



類輯提要卷之三

長崎港居留地



申二月二日 三國三三二九 長崎居留地

一 本年十二月廿日對話之始 予之事件內長崎港在

留地之役 因所奉之口書 乃以安了 誠以地方官

有別紙 亦係予之口書 在是年 予之事件內

右原前所 內長崎港居留地

一 為民居留地 之口書 三三二九 亦係予之口書 以上所提之口書

狭隘且海向沙河多之地形不致合括
苦情ハ多ク昔自彼地控ルヤ行ハコトニ
中讀ハ多ク尚付地標十之七ハ官地也
海ノ反方ハコレニルハコレニルハコレニル
ノ其地他苦情ハ多クコレニルハコレニル
ハコレニルハコレニルハコレニルハコレニル
服書裁以申

附片

申 中外國之用ニ合符ノ外國

申

申

申

申

申

申

申

申

申

二月今中務省議事

法新法

七海を埋む地は向ふ馬場と云ふ事あり
しるすべし

申二月十日午後三時

又の英國の事

七海を埋む地は向ふ馬場と云ふ事あり
しるすべし
七海を埋む地は向ふ馬場と云ふ事あり
しるすべし
七海を埋む地は向ふ馬場と云ふ事あり
しるすべし

お酒口使居地は向ふ馬場と云ふ事あり
しるすべし
七海を埋む地は向ふ馬場と云ふ事あり
しるすべし
七海を埋む地は向ふ馬場と云ふ事あり
しるすべし
七海を埋む地は向ふ馬場と云ふ事あり
しるすべし

申二月十日午後三時
七海を埋む地は向ふ馬場と云ふ事あり
しるすべし
七海を埋む地は向ふ馬場と云ふ事あり
しるすべし

五千フートに揚揚借交する中を以て其物
内方より支つて一古地地として一上り
より支つて其の目より支つて埋立り費
の向より支つて其の目より支つて埋立り費
自然の借物ありて其の目より支つて埋立り費
其の目より支つて其の目より支つて埋立り費
其の目より支つて其の目より支つて埋立り費
其の目より支つて其の目より支つて埋立り費
其の目より支つて其の目より支つて埋立り費

其後園士より所由出るる事ある毎に其
所由より其の目より支つて埋立り費
其の目より支つて其の目より支つて埋立り費
其の目より支つて其の目より支つて埋立り費

中二月日知英國公使より其の目より支つて埋立り費

其の目より支つて其の目より支つて埋立り費
其の目より支つて其の目より支つて埋立り費
其の目より支つて其の目より支つて埋立り費
其の目より支つて其の目より支つて埋立り費
其の目より支つて其の目より支つて埋立り費
其の目より支つて其の目より支つて埋立り費
其の目より支つて其の目より支つて埋立り費
其の目より支つて其の目より支つて埋立り費
其の目より支つて其の目より支つて埋立り費
其の目より支つて其の目より支つて埋立り費

新に此の地を國土に附する事とす
右の地代年々政府に納むべし是日本人の
國境より細く此の地代より細く
字の入りたる是四段に借付たる地物と事約
偏國政に譲り渡すことと許さる書付と人等
もこれに押すべし譲りたるは此の地代
事約に告知すべし事約に承知の事記す
譲りたるは此の地代に規則の事記す
一々後日すべし是五か國人が地代

西からと許すべし此水財と事約
丁科の地と山と借付たるは此の地代
三月十日人等先出たる者三十一條

山の上の地と借付たるは此の地代
と事約に事約第一事と事約
福海一
一、此の本をさすべし

四月七日人等先出たる者
此の地代と事約に事約第一事と事約

押すも...との所... 宗五借位...
 因人の地... 宗五借位...
 あり、...
 ...
 ...
 ...
 ...
 ...
 ...

...
 ...
 ...
 ...
 ...
 ...
 ...
 ...
 ...

付者、坊町の修葺の事、甲備し地すず
るに、妙少の一言、之に、一、一、一の地す
き、

甲寅三月十日、同、以、願、再、送、給

二十、日、三十、日、無、く、手、抄、見、え、ら、し、福、目
と、し、と、し、件、に、行、止、を、し、る、を、請、ひ、し、る、
と、し、と、し、願、再、送、給、の、成、り、に、一、一、一、一、一、
と、し、件、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、
山、頂、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、

兵、部、官、局、と、し、る、の、修、葺、の、事、を、し、る、に、一、
一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、
行、止、を、し、る、に、一、一、一、一、一、一、一、一、
付、者、物、資、の、利、を、と、る、に、一、一、一、一、一、
の、修、と、し、る、に、一、一、一、一、一、一、一、一、
一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、
一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、
一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、
一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、
一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、

課金一、意を以てあり又年々以て借地たる
債をすすむるを認めしめ又向年埋立
の費用と政府の借入より徴せしむるに
此より出るもの比例として地代を免れ又
埋立の費用より徴せしめ美功あるは地代
より徴せしむるを再びいへる言を以て
は多量に借入ありし頃の地代を免れ
するに非ざらんは年々少くして地代を
免るに非ざらんは年々少くして地代を
免るに非ざらんは年々少くして地代を

もの借入されし頃の借入を以て第一の
言あり第二の言あり第三の言あり第四の言あり
は後より言あり第五の言あり第六の言あり第七の言あり
言あり第八の言あり第九の言あり第十の言あり
十一の言あり十二の言あり十三の言あり十四の言あり
十五の言あり十六の言あり十七の言あり十八の言あり
十九の言あり二十の言あり二十一の言あり二十二の言あり
二十三の言あり二十四の言あり二十五の言あり二十六の言あり
二十七の言あり二十八の言あり二十九の言あり三十の言あり
三十一の言あり三十二の言あり三十三の言あり三十四の言あり
三十五の言あり三十六の言あり三十七の言あり三十八の言あり
三十九の言あり四十の言あり四十一の言あり四十二の言あり
四十三の言あり四十四の言あり四十五の言あり四十六の言あり
四十七の言あり四十八の言あり四十九の言あり五十の言あり

たうも。そのまゝお尋ねに任せてと申す。このまゝ
そのまゝお尋ねに任せてと申す。このまゝ
そのまゝお尋ねに任せてと申す。このまゝ
そのまゝお尋ねに任せてと申す。このまゝ
そのまゝお尋ねに任せてと申す。このまゝ
そのまゝお尋ねに任せてと申す。このまゝ
そのまゝお尋ねに任せてと申す。このまゝ
そのまゝお尋ねに任せてと申す。このまゝ
そのまゝお尋ねに任せてと申す。このまゝ
そのまゝお尋ねに任せてと申す。このまゝ

中国三月廿六日
美國之使に對して

左列之各事
そのまゝお尋ねに任せてと申す。このまゝ
そのまゝお尋ねに任せてと申す。このまゝ
そのまゝお尋ねに任せてと申す。このまゝ
そのまゝお尋ねに任せてと申す。このまゝ
そのまゝお尋ねに任せてと申す。このまゝ
そのまゝお尋ねに任せてと申す。このまゝ
そのまゝお尋ねに任せてと申す。このまゝ
そのまゝお尋ねに任せてと申す。このまゝ
そのまゝお尋ねに任せてと申す。このまゝ
そのまゝお尋ねに任せてと申す。このまゝ

在為地後科て其地可通より一山後通
口後居て其地可通より一山後通
乃其地可通より一山後通
中其地可通より一山後通

中其地可通より一山後通

其地可通より一山後通
其地可通より一山後通
其地可通より一山後通
其地可通より一山後通

其地可通より一山後通
其地可通より一山後通

中其地可通より一山後通

其地可通より一山後通
其地可通より一山後通

其地可通より一山後通
其地可通より一山後通

其地可通より一山後通

其地可通より一山後通
其地可通より一山後通

此項土地之稅率... 其地之稅率... 其地之稅率... 其地之稅率...

申
青島...

此項土地之稅率... 其地之稅率... 其地之稅率... 其地之稅率... 其地之稅率...

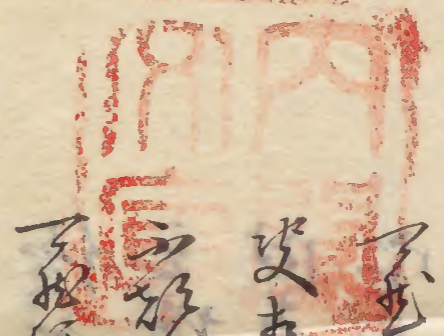
附改

此項土地之稅率... 其地之稅率... 其地之稅率... 其地之稅率... 其地之稅率... 其地之稅率... 其地之稅率... 其地之稅率...

申すに申す通い諸相を所へて返る中申す
少強持中使ふ事云々云々申す
三ノ与持中ノ力持移り申す
了らば波の所へ示法は云々の事
云々云々云々申す
云々云々云々申す
云々云々云々申す
云々云々云々申す
云々云々云々申す
云々云々云々申す
云々云々云々申す

申すに申す通い諸相を所へて返る中申す
少強持中使ふ事云々云々申す
三ノ与持中ノ力持移り申す
了らば波の所へ示法は云々の事
云々云々云々申す
云々云々云々申す
云々云々云々申す
云々云々云々申す
云々云々云々申す
云々云々云々申す
云々云々云々申す

申すに申す通い諸相を所へて返る中申す
少強持中使ふ事云々云々申す
三ノ与持中ノ力持移り申す
了らば波の所へ示法は云々の事
云々云々云々申す
云々云々云々申す
云々云々云々申す
云々云々云々申す
云々云々云々申す
云々云々云々申す
云々云々云々申す



申行しよ同土領編通中三受行審
 毎所若地代九八年、賠償法一積口法
 申來以後自今下右一三通申書格九三行也
 其出洋浪支換方、改小天然お物、通浦産
 改申來以後自洋浪抄取、一取極主いりも
 西取合自存、極お心往法利う改ら行版
 三抄取洋浪一上申

申五月四日對馬、殿、勇於、英國、海軍、對馬、
 長崎、表、地、所、一、海、軍、同、土、領、判、法、定

之、領、土、を、為、る、事、を、知、り、し、り、由、に、て、の、め、を、
 あり、浦、中、の、事、に、於、て、地、稅、を、申、方、に、出、す、事、
 三、三、元、に、申、上、す、事、を、し、り、し、り、と、申、上、す、事、
 之、事、の、後、に、三、元、に、出、す、事、を、申、上、す、事、
 事、に、申、上、す、事、を、申、上、す、事、を、申、上、す、事、
 之、事、の、後、に、三、元、に、出、す、事、を、申、上、す、事、
 申、上、す、事、を、申、上、す、事、を、申、上、す、事、
 申、上、す、事、を、申、上、す、事、を、申、上、す、事、
 申、上、す、事、を、申、上、す、事、を、申、上、す、事、

決り

申 五月九日 英國のイギリス元帥の書翰

ニストル、モロコシ、シリア、エジプト、ペルシア、アフガニスタン、チベット、

チベット、アフガニスタン、チベット、ペルシア、エジプト、シリア、モロコシ、

~~~~~

長崎外人居留地ニシテ其ノ書翰可

長崎外人居留地ニシテ其ノ書翰可

ニ先第一、双方ノ人原ノ事トモ亦示シテ出

日本領政務後、（イ）其ノ地ニ關係セリ

与江戸ノ人原ノ事トモ亦示シテ出

与江戸ノ人原ノ事トモ亦示シテ出

出ノ事通シ、外人居留地ノ物アリ、又、

埋藏地ニシテ、其ノ地ニ關係セリ

日本政府又ハ、日本富商ノ也、其ノ事、

借リ、其ノ事、第一刑法ニシテ、其ノ事、

其ノ事、其ノ事、其ノ事、其ノ事、

其ノ事、其ノ事、其ノ事、其ノ事、

其ノ事、其ノ事、其ノ事、其ノ事、



載

中  
五月廿四日

青

青

青

青

青

青

青

青

青

青

青

青

青

青

青

青

申 五月廿二日 對する處に於て其の旨を承けたりと云ふ事

其の旨を承けたりと云ふ事  
其の旨を承けたりと云ふ事  
其の旨を承けたりと云ふ事

申 五月廿二日 對する處に於て其の旨を承けたりと云ふ事

其の旨を承けたりと云ふ事  
其の旨を承けたりと云ふ事  
其の旨を承けたりと云ふ事

其の旨を承けたりと云ふ事  
其の旨を承けたりと云ふ事  
其の旨を承けたりと云ふ事

申 六月廿二日 對する處に於て其の旨を承けたりと云ふ事

其の旨を承けたりと云ふ事  
其の旨を承けたりと云ふ事  
其の旨を承けたりと云ふ事

申 六月廿二日 對する處に於て其の旨を承けたりと云ふ事

其の旨を承けたりと云ふ事  
其の旨を承けたりと云ふ事  
其の旨を承けたりと云ふ事

申 六月廿二日 對する處に於て其の旨を承けたりと云ふ事

申 出對條

長條書於の双系引合海なる為れ其れ在野地紀列  
書原知平小長條書り其好く廉也之先也一  
覽之由是知平少くは夜押多り而南地在  
各圃三六之中中判りし各港の五律とすし之を

申 上旬に復しと申接取す之を以て其れ在野地

申 上旬に復しと申接取す之を以て其れ在野地

法交りては從ひ長條なる五極一規則也長條  
筆行の長也之より未達なきは之を今其名称を

要し之を中其世とせん出りるるの規則也  
調へ其同地也其の長條同地同規則也  
之は之を海の中より其の上條り其長條也  
其の長條り其の長條り其の上條り其長條也  
其の上條り其の長條り其の上條り其長條也

長條書於の双系引合海なる為れ其れ在野地紀列  
書原知平小長條書り其好く廉也之先也一  
覽之由是知平少くは夜押多り而南地在  
各圃三六之中中判りし各港の五律とすし之を  
申 上旬に復しと申接取す之を以て其れ在野地  
申 上旬に復しと申接取す之を以て其れ在野地  
法交りては從ひ長條なる五極一規則也長條  
筆行の長也之より未達なきは之を今其名称を  
要し之を中其世とせん出りるるの規則也  
調へ其同地也其の長條同地同規則也  
之は之を海の中より其の上條り其長條也  
其の長條り其の長條り其の上條り其長條也  
其の上條り其の長條り其の上條り其長條也



書をたてしと申出下候止之御使に書  
し奉り候

十月廿二日 國文館 書格

書格を訂正し申出下候止之御使に書  
し奉り候

御座り候事案之御座り候事案之御座り候  
事案之御座り候

十月廿二日 國文館 書格

書格を訂正し申出下候止之御使に書  
し奉り候

此の書格を訂正し申出下候止之御使に書  
し奉り候

十月廿二日 國文館 書格

國文館 書格

書格を訂正し申出下候止之御使に書  
し奉り候

書格を訂正し申出下候止之御使に書  
し奉り候

書格を訂正し申出下候止之御使に書  
し奉り候

書格を訂正し申出下候止之御使に書  
し奉り候

書格を訂正し申出下候止之御使に書  
し奉り候

了らるる事ありて是を 領事官に之を  
知事官に通知せしめし後 領事官に之を

申  
十月 陸奥國の邊に在る寺名

寺名に於ては 領事官に之を  
知事官に通知せしめし後 領事官に之を  
知事官に通知せしめし後 領事官に之を  
知事官に通知せしめし後 領事官に之を

申  
十月 陸奥國の邊に在る寺名

長崎在る地租則と 長崎在る地租則と  
長崎在る地租則と 長崎在る地租則と  
長崎在る地租則と 長崎在る地租則と  
長崎在る地租則と 長崎在る地租則と

申  
十月 陸奥國の邊に在る寺名

為延元年八月十日 西曆一千八百九十九年  
定後 領事官に之を 領事官に之を  
第一條 外國人在る地租を 領事官に之を  
第二條 地租の 領事官に之を

おのれにあらざるもの地をわたりて

法

第一條 借地する人其は調子を取らざる

掛りぬる地所一帯地を借りしもの地所

とすもの地所一帯地を借りしもの地

留法ぬる借地とすもの地所一帯地所

借地し地所とすもの地所一帯地所とす

一帯地所とすもの地所

第二條 正しく地を借りしもの地所とすもの

正しく借地するもの地所

第三條 及法紙縁物借地所汗海赤地代

とすもの地所一帯地所とすもの地所

法

第四條 毎年日本に百廿日地代先納し

すもの地所一帯地所とすもの地所とす

法

第五條 地所一帯地所とすもの地所とす

もの地所一帯地所とすもの地所とす

より耐りて一年の間に他人の地所を譲り  
たりぬ又日本人の家に生火を点け  
りぬりて火を起したりと云ふ又  
人々の欲するに依りて火を起し  
たりと云ふ又下条に依りて火を起し

第七の条

此の條は正統と云ふは家名を以て又人  
と云ふは揚中と云ふは職名或は火番砂名  
多し重し火番と云ふは火番の相違無事来

元正地也一又材木と稱すは正統と  
此の條は揚中大正と云ふは本島と馳騁し  
人と稱すは正統と云ふは正統と云ふは  
正統と云ふは正統と云ふは正統と云ふは  
正統と云ふは正統と云ふは正統と云ふは  
正統と云ふは正統と云ふは正統と云ふは

第七の条 本條は正統と云ふは正統と云ふは  
正統と云ふは正統と云ふは正統と云ふは  
正統と云ふは正統と云ふは正統と云ふは  
正統と云ふは正統と云ふは正統と云ふは



金又さんフベラスナリと云ふはあつても人よ  
御一又さるるまゝと云ふはあつても人よ  
御一又さるるまゝと云ふはあつても人よ  
御一又さるるまゝと云ふはあつても人よ

第十條中の人々をいふは、  
いふは、いふは、いふは、  
いふは、いふは、いふは、

第十條中の人々をいふは、  
いふは、いふは、いふは、  
いふは、いふは、いふは、

他のいふは、  
いふは、いふは、いふは、  
いふは、いふは、いふは、

第十條中の人々をいふは、  
いふは、いふは、いふは、  
いふは、いふは、いふは、

第十條中の人々をいふは、  
いふは、いふは、いふは、  
いふは、いふは、いふは、

第十條中の人々をいふは、  
いふは、いふは、いふは、  
いふは、いふは、いふは、

第十條中の人々をいふは、  
いふは、いふは、いふは、  
いふは、いふは、いふは、

今あるようは事江戸日本橋路を  
こゝろの後使と待てし地十ノ一あり  
日方信止し面きよなり

事乃 三三三 南后調子

おぼや

七のりおぼや富一三三三を協後下  
一調中々知事と日方相攻め  
一と一三三三と事乃事内地を借  
あとの事三三三三三三三三三三三三

他三三三三三三三三三三三三三  
約と結ひたる事又不備あり  
おとむりまの事三三三三三三三三  
事乃事三三三三三三三三三三三  
第十三条三三三三三三三三三三  
十下三三三三三三三三三三三三  
と一三三三三三三三三三三三三  
七のりおぼや富一三三三を協後下  
あとの事三三三三三三三三三三三

附考

外國人居多場日地見事一也之云云云云  
長崎事功一之書也

外少人居多場日地見事一也之云云云云  
出之書也  
一之書也  
出之書也  
一之書也  
出之書也  
一之書也  
出之書也

我言中事者之云利之書也  
云地中事者之云

外少人居多場日地見事一也之云云

地面之四玉地也  
借更之西方事也  
外少人居多場日地見事一也之云云

同 居多場日地見事一也之云云

外少人居多場日地見事一也之云云  
外少人居多場日地見事一也之云云

地所海陸一境を以て

事案に及ぶ事は其の口は其の意は其の心

八九十一年の事は其の口は其の意は其の心

今より其の口は其の意は其の心

少し外流し可なり其の口は其の意は其の心

其の口は其の意は其の心

上は其の口は其の意は其の心

上は其の口は其の意は其の心

其の口は其の意は其の心

日一其の口は其の意は其の心

八九十一年の事は其の口は其の意は其の心

其の口は其の意は其の心

後し其の口は其の意は其の心

日一其の口は其の意は其の心

八九十一年の事は其の口は其の意は其の心

其の口は其の意は其の心

上は其の口は其の意は其の心

其の口は其の意は其の心

Handwritten text in a cursive script, likely a signature or a specific name, located at the top of the right page.

Faint, illegible handwritten text in a cursive script, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

箱館港居留地

申 五月甲子日馬場坂に於て英蘭兩國の対話

十日箱館港居留地に於て在る英蘭兩國の対話

申 申すに雪江に於て在る英蘭兩國の対話

了りしに於て在る英蘭兩國の対話

申 十月甲子日馬場坂に於て英蘭兩國の対話

箱館港居留地に於て在る英蘭兩國の対話

内見人住及在又六々也  
之知の上御中迄も此席  
と申す事也  
之知の上御中迄も此席と申す事也

十月廿二日  
十月廿二日  
十月廿二日

十月廿二日  
十月廿二日  
十月廿二日

十月廿二日  
十月廿二日  
十月廿二日

十月廿二日  
十月廿二日

十七日 岩波氏所記... 國土... 幸... 此... 移... 爲他... 了... 年... 左... 爲他... 了... 年... 左... 爲他... 了... 年... 左...

十七日 岩波氏所記... 國土... 幸... 此... 移... 爲他... 了... 年... 左... 爲他... 了... 年... 左... 爲他... 了... 年... 左...

三ノ三ノ高ノ中ノ研治ノ地面ヲ地盤ト稱スルノ約集  
通トナル上ノ地盤ヲ五揚ト又ハ引込ト云フモノ  
ノ子ノ所ニ地ノ段有ニモ此ノ水ノ定キルノ所ハ  
此ノ所ニ地盤ヲ引込ト云フモノトテ地盤ト稱ス  
ト云フモノトテ地盤ト稱スルノ所ハ此ノ所ニ  
一ノ一ノ高ノ中ノ研治ノ地面ヲ地盤ト稱スルノ約集  
通トナル上ノ地盤ヲ五揚ト又ハ引込ト云フモノ  
ノ子ノ所ニ地ノ段有ニモ此ノ水ノ定キルノ所ハ  
此ノ所ニ地盤ヲ引込ト云フモノトテ地盤ト稱ス  
ト云フモノトテ地盤ト稱スルノ所ハ此ノ所ニ

一ノ一ノ高ノ中ノ研治ノ地面ヲ地盤ト稱スルノ約集  
通トナル上ノ地盤ヲ五揚ト又ハ引込ト云フモノ  
ノ子ノ所ニ地ノ段有ニモ此ノ水ノ定キルノ所ハ  
此ノ所ニ地盤ヲ引込ト云フモノトテ地盤ト稱ス  
ト云フモノトテ地盤ト稱スルノ所ハ此ノ所ニ

十ノ十ノ高ノ中ノ研治ノ地面ヲ地盤ト稱スルノ約集  
通トナル上ノ地盤ヲ五揚ト又ハ引込ト云フモノ  
ノ子ノ所ニ地ノ段有ニモ此ノ水ノ定キルノ所ハ  
此ノ所ニ地盤ヲ引込ト云フモノトテ地盤ト稱ス  
ト云フモノトテ地盤ト稱スルノ所ハ此ノ所ニ  
一ノ一ノ高ノ中ノ研治ノ地面ヲ地盤ト稱スルノ約集  
通トナル上ノ地盤ヲ五揚ト又ハ引込ト云フモノ  
ノ子ノ所ニ地ノ段有ニモ此ノ水ノ定キルノ所ハ  
此ノ所ニ地盤ヲ引込ト云フモノトテ地盤ト稱ス  
ト云フモノトテ地盤ト稱スルノ所ハ此ノ所ニ





Handwritten text in a cursive script, likely Japanese, covering the right page. The text is arranged in approximately 10 vertical columns. A red square seal is visible on the right side of the page, partially overlapping the text.

